

議会受付番号	鎌議第 1499 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長 (総務部 総務課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

平成27年2月の弁護士相談等

2 質問の要旨

平成27年2月中に鎌倉市として弁護士に相談した案件、相談内容、弁護士名、その弁護士の見解、日時、相談料金等其々全て明らかにせよ。

3 答弁

平成27年2月中に鎌倉市として弁護士に相談した案件等は、別紙のとおりです。
なお、支払額は、次に掲げる件を除き、協定に基づく平成26年度分の顧問料（石津弁護士1,512,000円、小野弁護士及び高荒弁護士864,000円）に含まれています。

次に掲げる件は、1件につき32,400円を支払っています。

平成26年（ネ）第6250号損害賠償等請求控訴事件答弁書作成（平成27年2月4日）（高荒弁護士）

平成26年（ネ）第6250号損害賠償等請求控訴事件口頭弁論出席（平成27年2月12日）（高荒弁護士）

平成26年（ワ）第5262号損害賠償請求事件（医療過誤）答弁書作成（平成27年2月18日）（小野弁護士）

平成26年（ワ）第5262号損害賠償請求事件（医療過誤）口頭弁論出席（平成27年2月25日）（小野弁護士）

市役所における法律相談（平成27年2月19日実施。相談件数5件）（高荒弁護士）